

訓子府町公共施設等総合管理計画

概要版

平成 28 年



目次

はじめに	1
第1章 公共施設等の現状及び将来見通し	4
1 公共施設等の現状	4
2 人口についての今後の見通し	6
3 公共施設等の更新等に係る中長期的な経費の見込み	8
第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	12
1 現状を踏まえた課題抽出	12
2 公共施設マネジメントの基本的考え方	12
3 計画期間	13
4 取り組み体制の構築及び情報管理に関する方策	13
5 公共施設等の管理に関する方針	13
6 フォロー体制に関する実施方針	14
第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	15
1 公共施設（建築物）に関する基本方針	15
2 インフラ資産に関する基本方針	15

(1) 計画策定の背景と目的

我が国は近年、人口減少や少子・高齢化の進行などによる人口構造が大きく変化していることに加え、高度経済成長期に整備されてきた公共施設等の社会資本は、老朽化・耐震性不足に伴う施設の改修や更新、人口減少に伴う施設の統廃合や複合化、施設更新コスト圧縮のための長寿命化という大きな変革時期が到来しようとしています。

訓子府町の人口についても、今後減少が続くことが予測され、生産年齢人口の減少による地域経済縮小や労働力人口の減少、担い手不足による地域活力や地域機能の低下、社会基盤整備や社会保障による行財政の悪化など、様々な影響が懸念されます。

これまでに、本町では行政需要の増大に応じて、小中学校、庁舎、町営住宅、などの公共施設（建築物）、道路や橋りょう等のインフラ整備を進めてきました。

しかし、これらの公共施設等は、老朽化の進行や更新時期の到来、人口減少や少子・高齢化の進行に伴う統廃合や複合化の必要性、大規模災害等への対応などにより、施設等を取り巻く環境は大きく変化しており、これらへの対応が迫られています。

今後、本町の公共施設等の改修や更新については、将来のまちづくりと資産のライフサイクルに基づき、適切な時期に適切な方法で進めていく必要があります。

一方、財政面では、人口減少に伴う税収の伸び悩みや社会福祉関連経費の増加に伴う財政の逼迫が懸念されます。

そのため、これまでと同様の水準で公共施設等への投資を継続していくことは困難になると予想され、公共施設等の維持管理にあたっては、財政状況を勘案し、今後の方針を決定する必要があります。

このような状況の中、平成 26 年 4 月、内閣府、総務省が主導となって中央・地方公共団体の全てが「公共施設等の今後の在り方」について資産更新問題を見据えて、取りまとめを行おうというのが「公共施設等総合管理計画」です。これによりすべての地方公共団体は、公共施設（建築物）、道路や橋りょうなどのインフラ資産など全ての公共施設等を対象として、10 年以上の長期の視点を持ち、財政見通しとライフサイクルコストに配慮した公共施設等総合管理計画を平成 28 年度までに策定することを要請されています。

この「訓子府町公共施設等総合管理計画」は、様々な社会情勢を踏まえ、公共施設等の全体像を明らかにし、長期的な視点を持って、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として策定するものです。

(2) 訓子府町の概要と特性

訓子府町は、北海道の東部、オホーツク海斜面を占めるオホーツク総合振興局管内の南西内陸にあり、面積は 190.95 平方キロメートルとなっています。

地勢は南から森林地域、段丘波状地帯となり、町の中央を東流する常呂川と北部を東流する訓子府川の流域に肥沃な土地が広がり、標高は市街地 136 メートル、山地・耕地では 300 メートルに及ぶところがあります。

本町の基幹産業である農業は、玉ねぎ・畑作三品（馬鈴しょ・小麦・てん菜）・酪農といった経営形態を基本としつつ、水稻、豆類、加工用スイートコーン、薬草、メロンをはじめ、栽培されている作物は多岐にわたり、平成 26 年農業生産額では 124 億 2,895 万円(平成 23 年農業生産額では 119 億 141 万円)となっています。

林業については、本町の面積 190.95 平方キロメートルの 48.56%が豊かな森林でおおわれており、そのうち 36.9%が人工林でカラマツが多く植えられています。森林面積に占める道有林は全体の 65.1%、私有林が 25.9%、町有林が 9.0%となっています。

本町の製造業の事務所数は平成 25 年で 4 か所あり、食料品加工、土石製品製造などの地場資源活用型が主たるもので平成 25 年の製造出荷額は 46 億 8,738 万円となっています。

商業については、近年、大型店の出店が進んでいる隣接の北見市への消費流出の影響で、小売店を中心に厳しい環境に置かれています。こうした状況を受け、昨今は商工会が中心となり、プレミアム付き商品券の発行や住環境リフォーム促進事業などの各種販売促進対策に取り組んでおり、さらには店舗出店・店舗改修事業など中心商店街活性化対策にも取り組んでいます。

(3) 本計画が対象とする資産の範囲

本町が保有する公共施設等のうち、公共施設（建築物）とインフラ資産を対象とします。公共施設（建築物）については、下図のとおり分類しています。

インフラ資産については、道路、橋りょう、河川、上下水道施設、公園の5類型を対象として現状等の把握や基本的な方針を検討します。

なお、公園の取り扱いについては、公共施設（建築物）とインフラ資産のそれぞれで対象としています。その違いは、公園内建築物と公園内でも建築物にあたらない構造物やその本体とを区分しています。

■公共施設等の分類

大分類	番号	分類	主な施設
公共施設 (建築物)	1	庁舎等	本庁舎
	2	子育て・福祉関連	総合福祉センター、子育て支援センター、こども園
	3	地域会館関連	日の出地区ふれあいセンター、地域集会所など
	4	産業振興関連	共同利用模範牧場、農業交流センター、農業集落排水センターなど
	5	住宅	町営住宅、特定公共賃貸住宅、職員住宅など
	6	社会教育関連	図書館、歴史館、青少年研修館
	7	社会体育関連	スポーツセンター、温水プール、野球場、スキー場など
	8	公園	公園の管理棟、休憩所、トイレなど
	9	学校	小・中学校、給食センター
	10	その他	温泉保養センター、葬斎場、テレビ中継局など
インフラ資産	1	道路	
	2	橋りょう	
	3	河川	
	4	上下水道	
	5	公園	

I

公共施設等の現状及び将来見通し

1 公共施設等の現状

(1) 公共施設（建築物）

本町の公共施設（建築物）は下表のとおりです。延床面積の合計は約8万7千㎡となっています。なお、延床面積には施設本体だけではなく、付帯施設（物置等）も含まれます。延床面積の内訳では、住宅が27.7%、産業振興関連が24.5%となっています。

また、人口一人当たりの延床面積を見ると、全体で人口一人16.2㎡となっています。人口一人当たりの最も割合の大きい住宅については一人あたり4.5㎡、次いで産業振興関連は4.1㎡となります。

なお、人口は北海道の総合政策部調べによる、「市町村別面積・人口・世帯数等の状況」（平成27年1月現在）における、5,323人で算出しています。（人口一人当たり面積等の算出においては以下同様）

■公共施設（建築物）の分類別の延床面積とその割合（2014年度末現在）

番号	施設分類	延床面積(㎡)	割合	人口一人当たり面積(㎡)
1	庁舎等	6,378	7.3%	1.2
2	子育て・福祉関連	2,775	3.2%	0.5
3	地域会館関連	1,835	2.1%	0.3
4	産業振興関連	21,386	24.5%	4.0
5	住宅	24,187	27.7%	4.5
6	社会教育関連	3,840	4.4%	0.7
7	社会体育関連	5,754	6.6%	1.1
8	公園	249	0.3%	0
9	学校	16,034	18.4%	3
10	その他	4,829	5.5%	0.9
合計		87,267	100.0%	

※固定資産台帳、公有財産台帳より集計。

※総合福祉センターは子育て・福祉関連施設として分類していますが、庁舎と同一建物内であるため、面積は庁舎等に含まれています。

※H26年度末現在となっていますが、すでに建設中であったこども園も算定の対象としています。

(2) インフラ資産

本町の資産には、道路や上下水道など、社会生活の基盤となっている多くの資産が存在します。これらは、産業振興、交通体系、良好な生活環境や暮らしを支える資産となっています。

①道路

本町の道路は昭和 40 年度以降、町の発展や農業振興を目的に整備が進められてきました。本町の道路の実延長は 255,875m となっています。

②橋りょう

橋りょうは、長大橋から小さな橋りょうまで存在し、町道だけではなく、農道や林道にかかる橋りょうを含みます。

「訓子府町橋梁長寿命化計画」において、当面危機的状態にある橋りょうは存在しないと報告されています。取得年度別の橋りょうの整備額では 2000 年度以前までに集中的に建設されています。

③公園

公園の箇所数は 7 か所、総面積は 288,846 m²であり、管内の他団体平均と比較すると、人口一人当たりの面積は、ほぼ平均並となっています。

2.人口についての今後の見通し

(1) 近年の人口推移

直近 10 年間に於ける本町の総人口は、下表のとおりです。2011 年からは減少率が若干緩和されている傾向にあります。

■近年の人口推移

年度	人口	年度	人口
2006 年	6,077 人	2011 年	5,526 人
2007 年	5,901 人	2012 年	5,523 人
2008 年	5,809 人	2013 年	5,429 人
2009 年	5,706 人	2014 年	5,352 人
2010 年	5,632 人	2015 年	5,296 人

※住民基本台帳（各年度 9 月末実績）より抽出しています。

(2) 年齢別人口推移

年齢別人口の推移を見ると、年少人口は 1960 年頃から減少を始め、1955 年から 20 年間で約 2,500 人の減少となっています。一方で老年人口は緩やかに増加を続け、1990 年代に年少人口と逆転し、2000 年には構成比が 20% を超えました。2010 年では下表のとおり 30% を超え、年々高齢化率は増大しています。

■年齢別人口推移

	1955 年		2010 年	
	人口（人）	構成比	人口（人）	構成比
総人口	10,903	100.0%	5,435	100.0%
年少人口 0 歳～14 歳	4,477	41.1%	660	12.1%
生産年齢人口 15 歳～64 歳	5,923	54.3%	3,079	56.7%
老年人口 65 歳以上	503	4.6%	1,696	31.2%

※国勢調査データより算出しています。

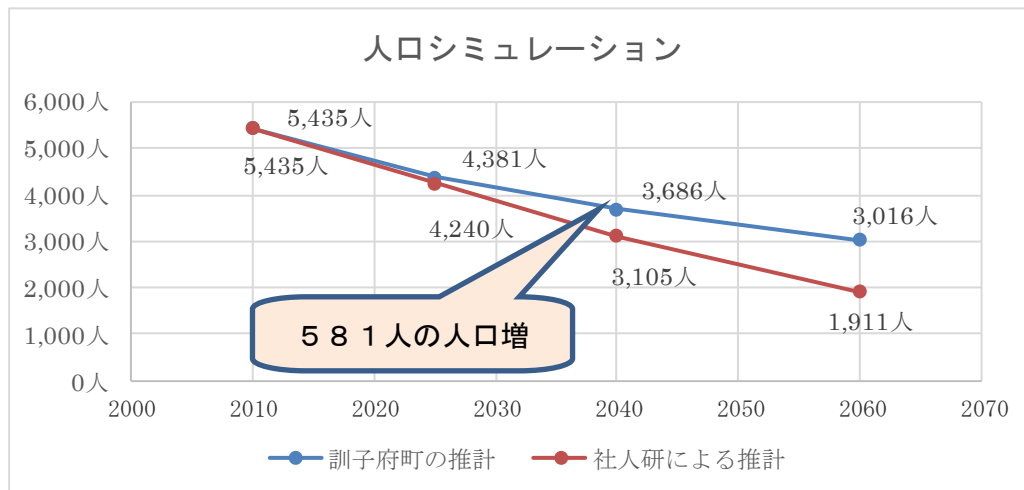
(3) 将来人口推計とシミュレーション比較

国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）に準拠した推計によると、本町の人口は2040年には3,105人、2060年には1,911人になると予想されています。

本町の人口ビジョンでは、国の長期ビジョン及び北海道人口ビジョンにおける合計特殊出生率を勘案し、将来方向を踏まえて、移住、定住対策による子育て世帯の転入を促進させ、子育て世代への施策に効果が着実に反映され、仮定値に改善されることを前提とすると、2040年の人口が3,686人となり、社人研準拠推計値3,105人と比較して581人の増加、また2060年(平成72年)には3,000人台の人口を維持する効果が見込まれます。

■本町の人口推移予測（シミュレーション）

年度	訓子府町の推計	社人研準拠による推計
2010	5,435人	5,435人
2025	4,381人	4,240人
2040	3,686人	3,105人
2060	3,016人	1,911人



3. 公共施設等の更新等に係る中長期的な経費の見込み

(1) 公共施設（建築物）の維持管理にかかるコスト

公共施設（建築物）の年間の維持管理コストは下表のとおり、7億4百万円となっています。

科目別の内訳をみると、減価償却費が最も高く、次いで物件費、委託費と続きます。

現在の公共施設（建築物）を全て現行の体制のまま維持し続けた場合は、今後も同規模の維持管理コストが毎年発生することになります。

■公共施設（建築物）に関する維持管理コストの状況（平成26年度）

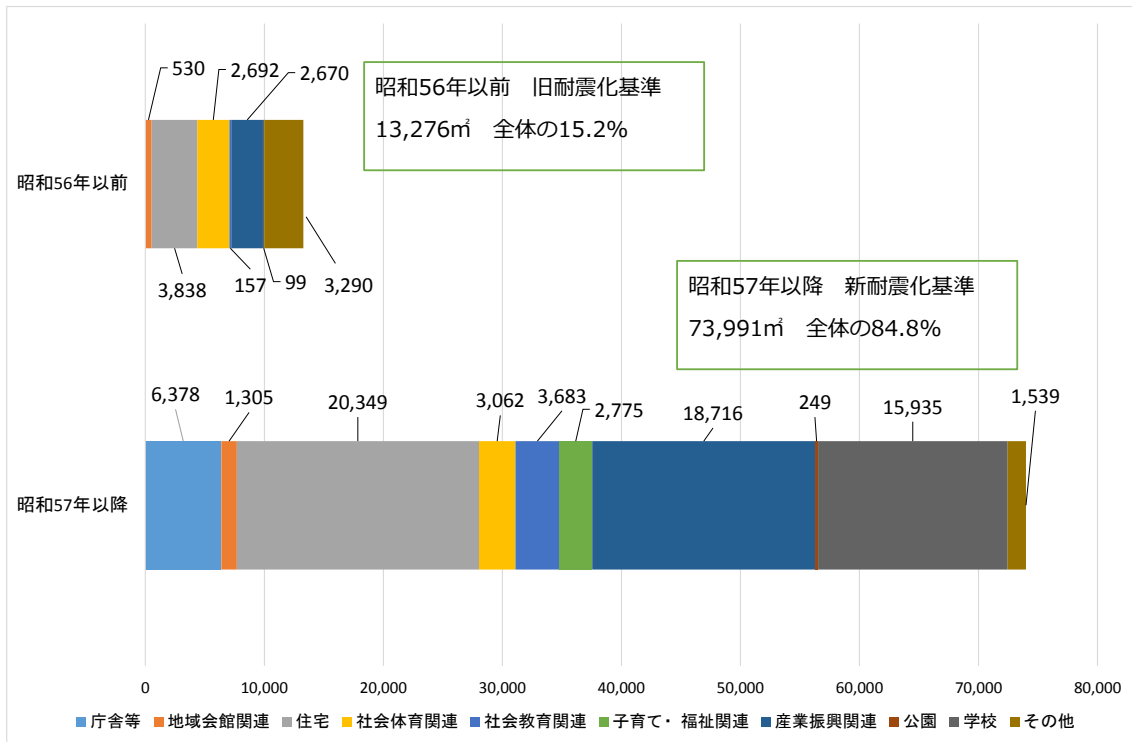
分類	物件費	委託費	維持補修費	減価償却費	その他経費	コスト合計	面積(m ²)	コスト割合
庁舎等	28,060	11,808	21,621	41,689	1,295	104,473	6,378	14.8%
子育て・福祉関連	2,708	423	4	5,767	328	9,230	2,775	1.3%
地域会館関連	1,532	1,845	38	4,523	486	8,424	1,835	1.2%
産業振興関連	14,512	52,441	1,484	88,240	2,530	159,207	21,386	22.6%
住宅	4,688	507	7,417	84,292	1,862	98,766	24,187	14.0%
社会教育関連	15,882	7,381	1,048	15,824	1,247	41,382	3,840	5.9%
社会体育関連	40,411	24,049	8,063	16,299	1,487	90,309	5,754	12.8%
学校	33,902	16,219	3,669	48,022	2,324	104,136	16,034	14.8%
公園	7,233	8,458	6,364	2,264	712	25,031	249	3.6%
その他	32,399	12,115	3,650	14,637	487	63,288	4,829	9.0%
合計	181,327	135,246	53,358	321,557	12,758	704,246	87,267	100.0%
割合	25.7%	19.2%	7.6%	45.7%	1.8%	100.0%		

(2) 公共施設等の更新にかかるコスト

① 建物の建築年度別の状況

現行の耐震基準（新耐震基準）は、昭和56年（1981年）に改正され、導入されたものです。新耐震基準の考え方は、中規模の地震（震度5強程度）に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震（震度6強から震度7程度）に対しては、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としたものとなっています。

上記をひとつの基準とし、本町における建築年度別の延べ床面積（㎡）を見ると下図のとおりです。昭和56年以前に建築された旧耐震化基準による建物が、約15%を占めています。なお、訓子府小学校、居武士小学校の主な建物は、耐震補強工事が完了しているため、昭和57年以降に分類しています。

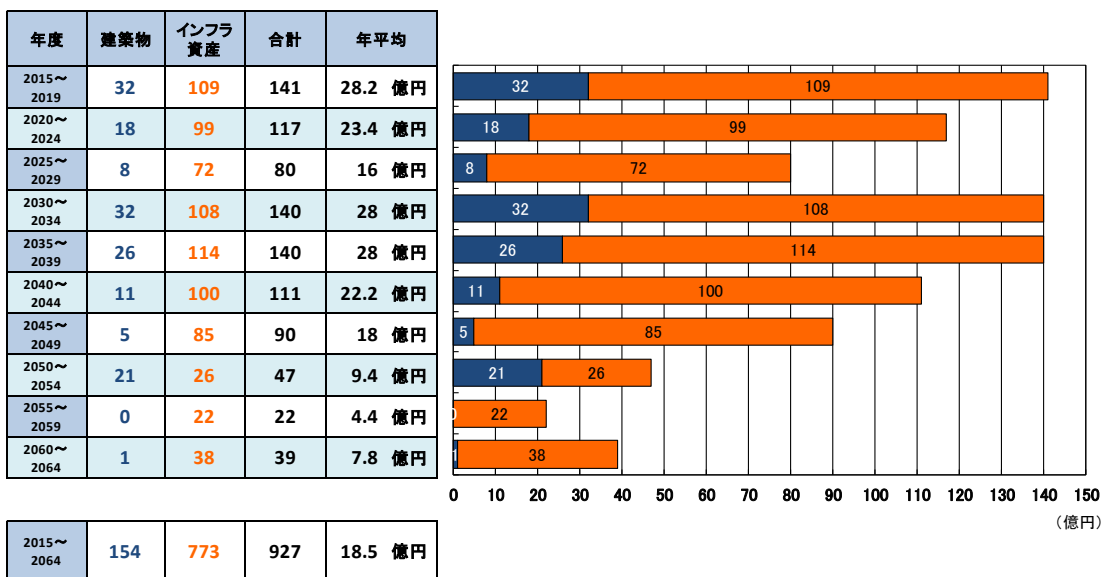


②公共施設等の更新費用

現在、本町に存在する公共施設等（建物・公園・道路・橋りょう等）を耐用年数どおりにすべて更新（建て替え）したとすると、2065年度までに約927億円と推計されます。これを2016年度以降に1年ごとに平準化したとすると、公共施設等の改修・更新の費用は、年間（年平均）で約19億円と想定されます。一時期に集中して改修・更新等の費用がかかることによる財政への負担が懸念されることから、このままの状態で行っていくと多額の財源不足に陥る状況になります。

また、先にあげたとおり、今後人口も減少することが想定されます。この人口減少を踏まえた公共施設等への改修・更新等の費用の平準化に向けた取組が必要となります。

■公共施設等の更新年度別 施設更新必要額



※取得年度が1980年以前の道路は、正確な取得年度が不明なため、2015年より2029年までの間に更新年度が到達すると仮定して作成しました。

③将来の更新費用の住民一人当たりの負担額

前述のとおり、今後50年間、このまま公共施設等を全て保有し続けた場合の更新費用を試算したところ、50年間で約927億円、年平均約19億円となります。

これを前述の人口推移を基に、総人口での一人当たりの負担額の推移をみると2060（平成72）年には2015（平成27）年と比較して、1.76倍となります。

■人口減少も考慮した将来負担の推計

	2015年度 (平成27年)	2025年度 (平成37年)	2040年度 (平成52年)	2060年度 (平成72年)
年間平均 必要更新額	19億円	19億円	19億円	19億円
人口推移予測	5,323人	4,381人	3,686人	3,016人
人口一人当たり 負担額	356,942円	433,691円	515,464円	629,973円

資料：訓子府町「人口ビジョン」より算出しています。

Ⅱ 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1 現状を踏まえた課題抽出

過去に整備を進めてきた公共施設等の老朽化が進んでいます。これらの公共施設等の改修・更新等の費用が発生することが見込まれる状況で、健全な財政状況を維持するためには、改修・更新等にかかる費用を全体的に抑制するとともに平準化させることが必要であり、今後は、中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設等の再編成・管理に取り組み、将来にわたっての取捨選択を行う必要があります。

人口構成の大きな転換に伴う住民のニーズの変化に対応した、適正な公共施設等の総量規模や配置を検討していく必要があります。また、地域の特性に応じた公共施設等の適正な配置や管理・運営を行っていく必要があります。

厳しい財政状況の中で、公共施設等の管理・運営にかかる費用を縮減し、なおかつ機能の維持を図っていくことが大きな課題となります。また、民間企業との連携や、住民との協働も視野に入れながら、事業の効率化や維持管理費の削減に取り組む必要があります。

2 公共施設マネジメントの基本的考え方

公共施設マネジメントとは、縦割りにより各部署で管理していた公共施設等を一元的に把握して将来の費用負担を推計し、その上で、老朽化した施設の統廃合や余剰施設の複合的な活用、施設の長寿命化や民間資金の導入などを行い、一定の行政サービスを維持しつつ、長期的な財政支出の削減を図る取組みを言います。

現状や課題に関する基本認識を踏まえ、公共施設マネジメントにおいては、人口構成など地域の特性や住民ニーズを踏まえながら、本町総合計画における、目指すべき将来像「豊かなみどり あふれる笑顔 みんなでつくるふれあいのまち」を重視し、地域の将来像を見据えた公共施設等の適正な配置等の検討を行なっていきます。

また、将来の人口動向や財政状況を踏まえ、新規の公共施設等は、供給量を適正化することとし、公共施設等の統合・廃止、規模縮小等の推進を図ります。

既存施設については、老朽化の状況や利用実態及び今後の需要見通しを踏まえ、今後とも保持していく必要があると認められた施設については、計画的な修繕・改善による品質の保持に努め、施設の有効活用を図ります。

また、情報の一元管理や共有を図るための管理システムの構築、全庁的な推進体制の確立及び民間活力の導入の検討などにより、効率的な管理・運営を図ります。

3 計画期間

計画期間は、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とし、今後の上位・関連計画や社会情勢の変化などの状況の変化に応じて適宜見直しを行っていくこととします。

4 取り組み体制の構築及び情報管理に関する方策

公共施設マネジメントにあたっては、関係管理職員で構成される会議等により、本計画の進行管理や推進を図ります。全職員を対象とした研修会の開催等により、マネジメント意識の共有化を図ります。

固定資産台帳・財産台帳を一元的な情報データとして活用するものとして、修繕履歴や建て替え等に関する情報を更新していくこととします。

5 公共施設等の管理に関する方針

公共施設（建築物）の維持管理及び改修・更新は、異なる施設ごとに点検・診断、耐震化、改修・修繕、長寿命化、更新の実施方針を整理します。

インフラ資産は適切な点検・診断を行い、その結果に基づき必要な措置を行い、その結果得られた施設の状態等を記録し、次の点検・診断に活用するという「メンテナンスサイクル」の構築により効率的な維持管理を推進します。また、このような取り組みにより維持管理費用の縮減・平準化を図ります。

日常点検や定期点検により、施設の劣化状況の把握に努め、点検の結果をデータベース化し、危険性が認められた施設については、利用状況や優先度を踏まえ計画的な改修、解体、除去を検討し、対応していきます。

今後も保持していく必要がある施設については、定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。

耐震化について、道は住宅及び建築物の平成 27 年における耐震化目標を 9 割と定めています。本町においても、道計画との整合性を図り、平成 23 年から平成 27 年までを計画期間とした「耐震改修促進計画」を策定しています。

施設の整備状況、利用状況、運営状況、費用の状況等を踏まえ、必要に応じて公共施設等の統合・廃止や規模縮小等を検討します。

公共施設マネジメントの推進に当たっては、町ホームページを活用した計画の進捗報告や、広報などを活用し、公共施設に関する情報や課題意識の共有を図ります。

今後は、PPP や PFI の導入により民間企業の資金やノウハウを活用し、事業の効率化や町民サービスの充実を図るための体制構築を目指します。

施設の更新に際しては維持管理費（法定点検・定期点検保守費・修繕費）や光熱水費の削減につながる仕様を推進し、PFI 事業などの公民連携による民間資金、ノウハウを活用・導入する検討を行います。

今後は、バリアフリー化の充実およびユニバーサルデザインの活用を図り、町民誰もが利用しやすい施設・設備の整備を進めていきます。環境性能など質的向上への対応、建設廃棄物の抑制、省エネルギー化の推進など環境にも配慮します。

6 フォロー体制に関する実施方針

この計画の内容については、今後の財政状況や環境の変化に応じて、適宜見直しを行います。また、公共施設等の適正配置の検討にあたっては、議会や町民に対し随時情報提供を行い、町全体で認識の共有化を図ります。

本計画の実行に向けてのフォローアップ活動としては、施設の更新時期に定期的な検証を検討し、再度、財務シミュレーションのための仮定値を定め更新計画を確定することになります。この財務シミュレーションにおいて、資金不足が生じるなど、問題が生じれば、解消するまで上記の見積りを再検討することになります。

Ⅲ 施設類型ごとの管理に関する基本方針

第2章における公共施設等の基本的な方針を踏まえ、総合計画実施計画との整合を図りながら、以下では、公共施設（建築物）、インフラ資産のそれぞれの施設類型ごとに基本的な方針を整理します。

1 公共施設（建築物）に関する基本方針

地域会館、集会施設に関しては、公民館のほか、コミュニティセンター、集会所などがあり、全ての地域内に存在します。これらを更新する場合は、必要な量に削減（統廃合）を検討します。

子育てや学校教育に関連する施設については、地域の実情と将来の人口推移を踏まえ、機能の充実を図るとともに、施設の長寿命化により現状を維持・継続するものとします。

住宅については、平成23年度に策定した「訓子府町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、更新時期を迎える団地については、入居率や人口推移を見据えて、棟数及び戸数の調整を行います。

スポーツ施設については、老朽化と利用者ニーズを考慮し、建て替えや施設の多機能化、大規模修繕を検討します。

社会教育施設は、社会体育関連同様、老朽化と利用者ニーズにより、今後の建て替え及び機能統合等の検討を行います。

また、施設の民間委譲を検討します。委譲時期は、現状の施設の利用状態、老朽化の度合い、民間事業者の成熟度などを勘案のうえ個々に決定します。

2. インフラ資産に関する基本方針

道路、橋りょう等については、個別に定める長寿命化計画等に当たって維持管理、修繕、更新、取り壊し等を進めていきます。

その他施設については、町の総合計画実施計画との整合性を図り、本計画に準じて継続的に見直しを行い、維持管理、修繕、更新等を実施します。